

IPTV サービスの日韓比較研究

—市場と制度に関する一考察

要旨

日韓両国における IPTV の普及レベルには大きな差異がある。その差異は、多様な社会・経済的要因から説明可能である。まず、行政機関の形態が異なる。日本は最初から放送と通信を管轄する行政組織が総務省に一体化されていたが、韓国の場合放送委員会と情報通信部に分かれており、統合組織と制度整備に時間がかかった。また、両国は異なる市場環境を持っている。IPTV と同じサービスを提供しているケーブル TV の普及率が両国で違っているため、IPTV のサービス形態やケーブル TV との競争の程度、コンテンツ需給問題が大きく異なっている。そして、育成産業に対する政府の市場介入の程度や範囲が異なる。韓国はより直接的で強力な産業支援を行う反面、日本の場合プレイヤー間の公正競争の環境造成に力を入れている。

氏名

金 美林(Kim Milim)

菅谷 実 (Sugaya Minoru)

キーワード

IPTV 放送 通信 融合 制度

1. はじめに

世界的に放送・通信融合サービスの本格的な提供が進む中、特に IPTV(Internet Protocol TV) サービスにおいては放送事業者、通信事業者、コンテンツプロバイダー、家電メーカーなど多様な業種の事業者の参入は世界的に共通された特徴である。また、双方向サービスの多様化、既存のケーブルテレビサービスとの激しい競争、「コンテンツの確保」という課題をめぐる地上波再送信問題と新たな形態のコンテンツ制作に関する議論は、各国で見られる一般的な変化であろう。反面、各国のサービスをめぐる市場では国内固有の事情が反映された特性や問題も見受けられ、それらをめぐる葛藤の様相やその際に求められる政府の役割、制度においては区別された特徴も現われている。特に、韓国の場合、放送と通信の融合をめぐる政府部署と事業者間の葛藤が長年続き、サービス導入が遅れたにも関わらずサービス導入後の伸びは日本に比べて速い傾向が見られた。本稿では、日本と韓国を対象に、IPTV 普及の差異の背景にはどのような社会・経済的要因があるかを明らかにしたい。

2. 日韓 IPTV サービスをめぐる制度

日本では総務省を中心に議論を重ねた結果、2001 年「電気通信役務利用放送法」が制定されたことで IPTV サービスが本格的にスタートできる制度的基盤が整った。しかし、韓国の場合、放送部門と通信部門を管轄する行政機関、そして融合サービスの提供を希望する通信事業者と既存のケーブル TV 事業者が対立してきた。放送委員会をはじめとする放送陣営は IPTV サービスを放送として扱うために既存の放送法を改定して適用することを主張し、通信分野は IPTV サービスをこれまでにない新たな通信サービスとして扱うべきであり、そのための事業法を制定するべきであると主張した。2008 年統合組織が創立されたことで、通称 IPTV 法といわれる「インターネットマルチメディア放送事業法」が制定され、すぐに事業者選定をして早いペースで事業の商用化が進んだ。

また、ネット配信における著作権処理の件においても、日韓両国の制度上の違いがある。日本の場合、ネット配信のためにコンテンツ権利者から許諾を得ることが決められている。これは、日本国内だけでなく海外における日本映像コンテンツのネット配信の障害になっている。西(2008)は、日本で放送が始まった時期には生放送が主流だったため放送番組は「一時的固定」を前提にしており、最初からフィルムで固定する映画とは異なる制度の元で放送産業が発展され、新たな技術環境が登場しても法制度がついていけなかったところに原因があると指摘している。一方、韓国では、歴史的経緯から政治力により放送局の資本が集中され放送の社会的影響力が強かった。さらに、1957 年制定されて以来一回も改正されたことのない著作権法が 1987 年の改正で新たに「映像著作物に対する特例」が定められたことで、映像コンテンツに対する地上波放送局の権利はより一層強くなった。その後、1991 年以降からは外注制作義務条項が登場し、地上波放送局にも外注制作番組が増えてきたが、現在でも社会における地上波放送局の影響力は大きく、一部の制作会社を除いてはマルチユーズのことを考え、著作権の多くを放送局に委ねる契約をしていること

が現状である。権利者への許諾が必要ないことと、著作権の多くが放送局に譲渡されている経緯から、早い段階でネットでのサービスは実現した。

現在、両国では IPTV だけは何とか法律を制定して商用サービスを始めたが、今後登場する多様な融合サービスにより根本的な対応を行うための関連法案の検討に取り組んでいる。

3. 日韓 IPTV 市場の現状

日本で現在提供されている IP ネットワークを通じた映像コンテンツはいくつかの基準に沿って分類することができる。「ひかり TV」や「BBTV」、「ひかり oneTV サービス」のような、電気通信役務利用放送法に基づいて IP マルチキャスト方式で流れてきた映像コンテンツを STB を経由し有料で提供している事業者と、「アクトビラ」、「ギャオネクスト」のように IP マルチキャスト方式ではないものの STB を通じて TV でサービスを提供する事業者、その他のインターネットのウェブサイトを通じて映像コンテンツを提供している事業者に分けられるのである。またウェブサイトを通じたサービスも、「ギャオ」のようなリッチ・コンテンツを提供している事業者とユーザーによる動画投稿サイトに分類することができる。

サービスの開始は早かったものの、日本における IPTV の加入者は伸び悩んでいる状況である。利用者側の問題としては、高い利用料、DVD レンタル店の存在などを挙げることができ、事業者側では、コンテンツの不足(特に国産コンテンツ)が大きな問題である。国産コンテンツの確保の困難性は、権利処理の複雑性と業界慣行に起因するが、放送法改正によりネット配信が解禁されたことで 2008 年 12 月から NHK オンデマンドサービスが本格的にスタートしたことはそれらの困難性克服の端緒となりうる。NHK の試みによりネット配信のための権利処理のパターンが確立していくことで、今後の IPTV サービス普及が促進されることが期待される。

一方、韓国におけるサービスもオープン IP 網ベースのものと同様にクローズド IP 網ベースのものに分類することができる。図表 1 のように現在韓国で提供されている主な IP ネットワークを利用した映像コンテンツサービスは、「インターネットマルチメディア放送事業法」により許可を受けた 3 社によって、契約者にのみ STB を通じて有料で提供される狭義の IPTV サービスと、その他に分類することができる。その他の中には、リッチ・コンテンツを提供する事業者と一般の人が動画を投稿するサイトなどが入り混じっている。韓国では本格的な IPTV サービスが始まる 10 年ほど前から、地上波放送局各社がインターネット放送局を立ち上げ、サイトから直接有料配信するサービスが始まったが、これが一般の動画投稿サイトと区別されるリッチ・コンテンツ提供事業者と言える。現在、韓国で提供されている IPTV サービスは、その内容が既存の有料放送市場を先占しているケーブル TV とほとんど同じであるため、激しい競争を繰り広げている。特にこれまで、ケーブルテレビ事業者(韓国ではシステム・オペレーター(SO)と呼ばれる)と従属関係にあった番組供給事業者(韓国ではプログラム・プロバイダー(PP)と呼ばれる)は、SO との関係が拗れることを恐れ、IPTV へのチャンネル提供を躊躇したため、IPTV のチャンネル獲得は期待より遅いペースで進行している。しかし、各社は 2007 年から VOD サービスを

中心に pre-IPTV サービスを提供していたため、その VOD 限定会員がチャンネルサービスに転換する可能性はあると言える。また、韓国では集合住宅の事情による団体契約によりケーブル TV 普及が高まった経緯もあるが、IPTV 事業者がこれに対して提訴を始めており、さらに、現在 KT がインターネット接続の最も高い割合を占めている現状から、今後ケーブル TV 事業者とのより激しい競争が予想される。

4. まとめ

両国の状況をまとめてみると、日本と韓国における IPTV サービスと制度からはいくつかの相違点が指摘できる。

まずは、行政機関と制度の違いである。放送と通信の行政機関が韓国では元々分離されていたため、組織の統合と制度のあり方に関する論争が続き、意味のない消耗戦を長く続けてきた。それに比べ日本の場合、総務省で放送と通信分野の両方を管轄するため、韓国のような統合組織構成のための議論が必要なく、早くも 2001 年に「電気通信役務利用放送法」が制定されたために IPTV サービスの開始も早かった。

二つ目、市場環境の違いである。韓国の場合、ケーブル TV の普及率は 88.9%であるのに対し日本におけるケーブル TV の普及率は 2007 年末現在 42.4%に過ぎない。IPTV の最大の競争相手とも言えるケーブル TV の世帯普及率の違いは、両国において以下のようなプレイヤー間の関係性の違いをも生み出した。①韓国では、IPTV 事業者が地上波再送信に際して、地上波放送局にその対価を払うことになった。②ケーブル TV との差別化を図るための多様な双方向サービスが開発されている。③コンテンツ需給に関係した環境、特にその中でも国産放送コンテンツにおける著作権処理の問題において日本と大きな違いがある。④育成産業に対する政府の市場介入の程度や範囲が異なる。韓国の場合、融合サービスに対する政府の意気込みが IPTV 事業者を早く軌道に乗せるための様々な政策に反映され、事業者はそれに答えようとしている様子が伺える。一方、日本においても融合サービスの重要性と成長可能性は期待されているものの、政府の市場に対する干渉は極力少なくしている印象である。市場に対する干渉よりは、IPTV とケーブル TV の公正な競争環境の整備と各プレイヤー間の同意を得る部分に議論の焦点を合わせている。

図表 1 韓国における IP ネットワークを利用した映像コンテンツサービス

サービス名	事業運営会社	インターネットマルチメディア放送事業法に基づく放送事業者
メガ TV	KT	○
Broad&TV	SK ブロードバンド	○
myLGtv	LG ディコム	○

↑

インターネットマルチメディア放送法により許可を得た放送事業者。TV に STB をつないでいる。クローズド IP 網。

↑ Rich Contents

インターネットのウェブサイトを通じた映像配信サービス。オープン IP 網。		
KBSi/iMBC/iSBS	各地上波放送局	×
ゴム TV	ゲレテック(gretech)	×
アフリカ	(株)ナウコム	×
パンドラ TV	(株)パンドラ TV	×
YouTube	YouTube	×

↓

参考文献

イ・サンシク(2008) 「韓国ケーブル TV 産業政策論」 ナナム

西正(2008) 「IPTV 革命」 日経 BP 社

本間祐次(2009) 「月間 NEW MEDIA」 ‘特集 IPTV の進撃’ (株)ニューメディア
 2009 年 2 月、3 月の韓国インタビュー(韓国放送映像産業振興院、メガ TV、PP 協議会、CJHello) 調査資料